

認定区分	時間認定	旧制度では？	対象年齢	利用期間
1号認定	「教育標準時間」 制度上は4時間程度 (現状5時間程度) 一時預かり(預かり保育)利用可能	幼稚園(+預かり保育) 認定こども園	満3歳～5歳	原則・月曜日～金曜日。 お盆休み(8月12日～15日)は原則、預かり保育の設定がございません。祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)休園。
2号認定	★就労時間+通勤時間 「標準時間認定」全日勤務タイプ (最長11時間) 「短時間認定」パート勤務タイプ (最長8時間)	保育園 幼稚園+預かり保育利用 認定こども園	3歳～5歳	原則・月～土曜日。但し、土曜は原則、両親就労日。祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)休園
3号認定	(最長8時間)	保育園 認定こども園	0～2歳	原則・月～土曜日。但し、土曜は原則、両親就労日。祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)休園

★2、3号認定の短時間利用を希望する方は、主に月64時間(牧之原市・吉田町共)程度の就労等(詳細下記)、保育を必要とする事由の認定が必要となります。

★2、3号認定の標準時間利用を希望する方は主に月120時間以上の就労等、保育を必要とする事由の認定が必要となります。

★2号認定の要件を満たしていても、1号認定での保育利用は可能です。

★新制度で1・2・3号認定をすべて含んでいるのは認定こども園のみです。
多様な選択が可能です。

●「保育を必要とする事由」

- ①就労
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障害
- ④災害復旧
- ⑤求職活動
- ⑥就学(職業訓練校における職業訓練を含む)
- ⑦虐待やDVの恐れがあること
- ⑧育児休業中に既に、保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑨その他、上記に類する状態として市町村が認める場合